入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年9月25日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　H21中部横断田中川橋橋梁工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　山梨県南巨摩郡南部町椿根地先

⑷　工事内容

実施設計

設計延長　L＝210m

・橋梁上部工　1式

・橋梁下部工　1式

・道路付属物工　1式

・仮設工　1式

工事内容

工事延長　L＝210m

・橋梁上部工　1式

・橋梁下部工　1式

・道路付属物工　1式

・仮設工　1式

⑸　工期　平成25年3月31日まで

⑹　本工事は、入札時に技術提案として「現場施工期間日数の短縮」、「周辺住民の生活環境への負荷の軽減に配慮した施工計画の実現性」及び「維持管理を考慮した橋梁構造の提案・工夫」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する技術提案型（総合評価落札方式（高度技術提案型（Ⅱ型）））の試行工事である。

⑺　本工事は、入札時に総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、社会的要請及び施工上配慮すべき事項に関する技術提案を受け付け価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価総合方式のうち、入札前に高度な技術提案とそれに要する費用の見積をヒアリング・審査することにより、品質と価格に優れた調達を目指す高度技術提案型（Ⅱ型）を適用した工事である。

⑻　本工事は、⑹、⑺の技術提案の審査において、提案についての改善を求め、又は提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量の提出を求め、単価表等の見積が必要な場合には技術対話において見積の提出を求め、予定価格を定めることがある高度技術提案型（Ⅱ型）総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、技術提案に基づいた設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

⑽　本工事は、工事請負契約において総価及び単価について甲乙間で合意を行い、契約の甲乙間の双務性向上を図り、変更等を円滑に行うことを目的とした総価契約・単価合意方式の試行工事である。

⑾　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑿　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⒀　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）

⒁　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⒂　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去2年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、6．⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⒃　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

⒄　本工事において、低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事とする。ただし、コスト縮減金額として関東地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申し込みに係わる価格に加えた金額が調査基準価格を上回る場合は除く。

上記、試行対象工事となった場合は、「関東地方整備局施工プロセスを通じた検査試行要領（案）」に基づき、工事施工中、品質検査員による施工プロセスを通じた検査（工事実施状況、出来形及び品質について日々の確認等）を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査並びに「地方整備局工事技術検査要領について」（平成18年3月31日付国官技第282号）の別添「地方整備局工事技術検査要領」による技術検査を行うこととする。

⒅　本工事に求める基本性能は入札説明書による。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年9月25日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）からH21中部横断田中川橋橋梁工事に係わる異工種建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

㈠　鋼橋上部工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

㈡　プレストレスト・コンクリート工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

㈢　一般土木工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

③　一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する異工種ＪＶの構成員又は単体は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1200点以上であること。（上記②の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に経営事項評価点数が、1200点以上であること。）

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。